

## 第2回 (仮称) 第1給食センター整備計画検討委員会 議事録

### 1 開催概況

日 時：平成22年11月17日(水) 10:00~12:00

場 所：学校給食センター(那の津) 給食会館会議室

出席委員：竹下輝和委員長，多比良啓子副委員長

大部正代委員，小田隆弘委員，大石桂一委員，太田順子委員，

梅林秀巳委員，飯田光夫委員，西山眞弓委員 (以上9名)

欠席委員：藤本一壽委員，神美代子委員，吉浦義友委員 (以上3名)

(欠席委員に対しては事前説明を行うなどして予め意見等を伺う様努めている。)

教育委員会事務局：7名

※傍聴人：3名

### 2 議事録(要旨)

#### (1) 議題1：概算設計(標準経費)算定に係る課題の方向性

ア 本資料及び議題1参考に基づいて事務局から説明があった。

イ 説明に対して次の意見等が出された。

(委員) 小麦対応の場合、主食については家庭からの持参と言うことになるのか。

(事務局) そういうことになると考えている。なお、現在においても、主食の家庭からの持参により対応している。

(委員) 箸の持参は良いことだと思う。また、知的障がい特別支援学校関係のところは、前回にも、きめ細やかな対応等の必要性について検討が必要という意見が出ており、この件については今後慎重に検討していく必要があるのではないか。

(事務局) 今後、別途保護者との情報交換会を行っていくので、その中でもご意見を伺って行く。

(委員) ここでは、刻み加工という言葉が使われているが、必要なのは刻み加工だけではないので、適切ではないのではないか。

(委員) 肢体不自由特別支援学校についてはとろみ加工を行っている。それも保護者との情報交換の中で必要があれば対応していただきたい。

(事務局) この件についても検討していきたい。

(委員) 議題1参考資料の各諸室の考え方の表は、汚染作業区域と非汚染作業区域の区分で記載しているが、「大量調理施設衛生管理マニュアル」では、さらに非汚染作業区域を準清潔区域、清潔区域に区分している。この考えも踏まえるべきでは。

(事務局) ご指摘のとおり改めたい。

(委員) 「排気・吸気のバランスが取れ」、という表現では、清潔区域に非清潔区域の空気が流入することにもなるので、空気が清潔区域から非清潔区域の方に流れていく、と言うような表現に改めるべきだと思います。

(事務局) ご指摘のとおり改めたい。

(委員) 箸の持参についてだが、中学生は面倒くさがりで、親の言うこともなかなか聞かない年代であると思う。だから、箸の持参で食に興味を持ってもらい、持ち方に不安がある子ども、周囲を見て気づいて自ら直していくための機会になればいいし、この年代であればまだ直していけると思う。教育委員会や学校、PTAが、入学の時点から、積極的に啓発をして、生徒も委員会活動等で自己啓発して、箸の持参が定着すればいい。ただ、いろいろな状況もあると思うので、持参ない場合の対応はお願いしたい。

(事務局) 小学校では忘れた子には割り箸を渡しているが、中学校では、ご意見を踏まえ、スプーンは毎日出すようにしたい。

## (2) 議題2：施設整備及び管理運営業務の検討

ア 本資料に基づいて事務局から説明があった。

イ 説明に対して次の意見等が出された。

(委員) 基幹的業務、準基幹的業務の整理について、現在の枠組みから基本的には何ら変わらないので、考え方自体はよろしいのではないかと。

(委員) 資金調達における市債と民間資金の活用割合についてはどのように考えているか。

(事務局) 市として市債を組むことは、長期借入が可能で利率が低いというメリットがあるが、一方で市債の残高を増やすことにもなる。それらの状況を含め、活用割合については市の内部において協議・検討していく。

(委員) 給食センターのPFI(BOT)事例における市債活用というのはあるのか。

(事務局) PFI(BOT)事例として把握している2都市4事例については、いずれも市債は活用していないと伺っている。

(委員) 給食センターをPFI方式で包括的に委託する場合、それを請け負える企業というのはあるのか。

(事務局) PFI方式の場合、企業は連合体(グループ)として入札してくることとなる。したがって、設計や施工、調理業務等、それぞれの分野で専門の企業が共同で特別目的会社を設立して事業を行うこととなる。現時点で、給食センターのPFI事例は25事例ほどあり、今後も更に増加が予想されている。今回の計画規模等からすると請け負える企業は充分にあると思う。

(委員) 民間は利潤を追求するものであるから、そのためには経費を削りがちにな

るのではと思う。包括委託だと、民間への丸投げのようにも聞こえるが、市としてどのようなチェック体制を構築するのか。長期契約になった場合、契約初期は順調にいても、その後、途中で衛生面等がおろそかになるのでは、との不安を感じる。

(事務局) 市としては、どの手法を選択しても、現状と同じようにセンターにきちんとした管理体制を敷いて臨むこととなる。したがって、センターの副所長・支所長または栄養士が常駐し、衛生管理を第一に、必要な管理や調査等を行う。これらの枠組みは変わらない。

市はコンサルタント会社とモニタリング契約を締結し、サービスの水準について基準を設定し、測定・評価することで、きちんと民間の業務内容の検証等を行っていく。そこで問題が見つかった場合には、委託料の減額を行うこととなる。給食センター事業は性質的には利潤を多く想定しない中、民間は当然に減額を嫌う。

また、議題3参考において、金融機関のモニタリングを記載しているが、融資先として主に財務面のモニタリングを行い、問題があれば改善を求めることとなる。

(委員) 自治体側として、要求水準やサービス内容を明確にし、リスク分担や減額規定を明示すること、それを踏まえ、きちんとモニタリングすることが重要である。

金融機関としては、万が一運営会社が破綻した場合、融資の回収が不可能となるため、厳密にモニタリングを行う。

なお、運営会社としては、大きな失敗をしてしまった場合、信用失墜となり、全国的に仕事を請け負いにくい状況となるので、そこは絶対に避けなければならない。

(委員) 設備を改善する必要がある時には、民間は利潤を追求する性質上、難しい協議となるのではないか。

(事務局) P F I 方式での運営期間は、15年と考えている。他都市のP F I 事例では運営期間はほとんどが15年である。施設管理上、大規模改修の目安が大体15年であるということを踏まえている。したがって、事業期間中の設備改善はそれほど無いものと考えている。15年後に大規模改修を行って事業終了する場合と行わずに事業終了する場合があるが、どこまで大規模改修するかを、契約時点できちんと定義するのは困難であるため、近年は行わずに事業終了とする事例が多い。

(委員) 他都市の事例として、自治体側と事業者側での事業内容の見解の相違が生じている例を聞いたことがある。自治体側にきちんとした体制や管理する能力がないと、的確な運用もできない。

(委員) 先ほど利潤が多くないとの事務局の説明だったが、利潤が多くない事業な

のに業者が集まり、競争し、事業を実施できるのか。

(事務局) 学校給食における民間事業者は全国的にも増えており、また、給食センターのPFI事例も25事例ほどあることから、実施できると考える。

(委員) 学校給食事業は変動要素が少ないので、需要リスクが小さい。需要リスクが小さいと言うことは、事業が安定しているが、その分、民間事業者が見込む収益も小さくなる。その上で、民間資金を増やすことでの資金調達リスク等、民間にリスクを過大に負わせると、コストを削減する方向に動いてしまう恐れもある。

また、給食センターについてはPFI事例が増えてきているが、収益性が低いことも、民間側は分かっているため、あまりに無理な要求やリスクが大きくなると、応札してこなくなる可能性もある。

(委員) やはり要求水準が非常に重要になってくる。

(委員) 資金面から考えると、BOTの場合は運営が終わって市に所有権が移転されるので、それまでは民間の所有となる。民間が所有する施設に対して市債を打てるかは、判断が難しい。公設民営という形だと、市債を打つことは可能だ。市債を打たないとなると、運営も含めた契約を単年度で行うこととなる。BTOだと、市債による資金の長期平準化も可能となる。

### (3) 議題3：(仮称)第1給食センター事業手法の基本的考え方等

ア 本資料に基づいて事務局から説明があった。

イ 説明に対して次の意見等が出された。

(委員) 考え方は、基本的にはよいのではないかと。一体的に行う事業手法が効率的で良いと思う。その中で、DBO方式は建設と運営と、別々に二つの事業者が契約相手となるため、どちらかが破綻したときにトラブルが生じ、事業に支障がでる恐れもある。一方、PFI方式はSPC(特別目的会社)をつくり、出資会社とは経営を切り離すため、専門用語ではあるが、リスク隔離の機能が働き、出資会社が破綻してもSPCは破綻しない。したがって、DBO方式に比較して破綻のリスクが小さい。

また、DBO方式は、資金調達の面で、一般財源をかなり使わなければならない。将来的な市としての財政面への配慮も含め、定性的に見た場合にはPFI方式がよいのかなという気がする。

(委員) 運営人員増はどの程度見込んでいるのか。

(事務局) センター再整備基本構想において1.46倍という数字を出している。

(委員) 少し過剰ではないか。人員が過剰になると、民間は人件費の低い従業員を多く使って、安く済ませるのではないかと、という懸念を抱いてしまう。今よりパートが増え、結果的に衛生面での質が低下するのではないかと。

(事務局) ドライ方式にすることで人は確実に増えるが、作業区分は細分化され、正

規職員を少なくすることができるため、他都市の事例では、正規職員比率は大体35%程度と聞いている。核となる作業等を正規職員で行い、その他の部分をパートで賄う、という判断のようである。

(委員) 方式の違いはあっても、やはり人員が1.46倍にもなるというのは不可解かなという印象だ。積算の根拠は何か。

(事務局) センター再整備基本構想における他都市の事例との単純な人員比較であるが、他都市視察の実例からみても妥当であると考えている。一番人員が必要なのは調理業務の部分だと思うので、時間帯によってどう配分するかなど、配置の検討については余地があると思う。

また、現行は、ウェット方式で作業区分毎の部屋割りもないため動きやすい、他の作業も兼ねやすいところがあり、他都市でも総じて効率は良いようである。数字については今後精査していく。

民活手法をとるのであれば、提案において安全面や衛生面を考慮した配置がされるよう、慎重に行っていきたい。

(委員) 物資の調達や給食費における現行の枠組みは今後とも変わらないということではよろしいか。

(事務局) 物資の調達の枠組みは現行どおりで行くことを想定している。給食費についても、現行では本市としては原材料費のみを負担していただいているところでありその枠組みも変えるつもりはない。また、献立は2品から3品に充実させるが、基本的に保護者に負担を転嫁させる考え方ではない。

以上